

～これで定年後も安心～

# 定年前後の手続き・届出☆

知っているると必ず得します !(^ ^)!



## 働きがい研究所

橋敏夫 特定社会保険労務士

2011. 6. 29(水) 於;福井県自治会館

ご注意;最新の法律に準拠して作成していますが、見落とし、勘違い、解釈間違いもありえます。その様なことのないように最大限の努力をしていますが、それぞれの責任において行ってください。また、税務については税務署、或いは税理士さん、保険については保険会社にご相談ください。この資料による損害賠償請求には応じません。

# 定年前後の準備いろいろ



# 定年退職前後の手続きはいろいろ

## ■ 年金

- 本人;第2号被保険者  
⇒第1号被保険者
- 配偶者;第3号被保険者  
⇒第1号被保険者

全て自己責任

## ■ 雇用保険

- 求職の申し込み  
⇒速やかに



## ■ 健康保険

- 任意継続
- 国民健康保険
- 扶養者
- 特例退職被保険者
- 退職被保険者

## ■ 税金

- 扶養親族等申告書
- 確定申告

# 退職までにこれだけは準備

## ■ 年金手帳



## ■ 雇用保険被保険者証

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 様式第7号<br>雇用保険被保険者証   |                       |
| 新宿 公共職業安定所長          |                       |
| 雇用保険番号 0123-456789-0 | 交付年月日 平成 181201       |
| 氏名 スズキ オオ            | 生年月日(西暦-西暦) 01/200101 |
| 元号(西暦)               | 職業名(略称) カンキイシヤ        |
| 勤務の年月日               |                       |

## ■ 認印

## ■ 写真 (3cm × 2.5cm)

## ■ 運転免許証など

□ 運転免許証又は住基カード  
戸籍抄本など

□ 他に、源泉徴収票、非課税証明書、在学証明書、健康保険被保険者証など

## ■ 退職後会社から受け取るもの

□ 離職票

# 定年前後の手続きは全て自分でやらなければならない



|         | なにを                   | どこへ            | いつまでに                     |                  | なにを                | どこへ               | いつまでに             |
|---------|-----------------------|----------------|---------------------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 雇用保険    | 求職の申し込み<br>(離職票提出)    | 住所地の公共職業安定所    | 離職票をもらった<br>たらすぐに         | 健康保険             | ★任意継続被保険者資格取得届     | 住所地の協会けんぽ又は健康保険組合 | 退職日の翌日から20日以内     |
|         | ★60歳定年などの退職による受給期間の延長 | 同上             | 退職の翌日から2ヵ月以内に             |                  | 国民健康保険への加入         | 市町村役場の国保窓口        | 退職日の翌日から14日以内     |
|         | ★傷病による受給期間の延長         | 同上             | 就労不能の日が30日継続した日の翌日から1ヵ月以内 |                  | 退職被保険者該当届          | 市町村役場の国保窓口        | 年金証書到達日の翌日から14日以内 |
| 国民・厚生年金 | 国民年金の種別変更             | 市町村役場国民年金窓口    | 退職日翌日から14日以内              | ★特例退職被保険者資格取得申請書 | 退職時の健保組合           | 年金証書到達日の翌日から3ヵ月以内 |                   |
| 国民・厚生年金 | 特別支給の老齢厚生年金の請求        | 年金事務所          | 受給資格を満たしたら早めに             | 税金               | 退職所得の受給に関する申告書     | 会社の担当窓口           | 退職金を支給される時        |
|         | 厚生年金基金への裁定請求          | 厚生年金基金、企業年金連合会 | 離職票をもらったたらすぐに             |                  | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 | 日本年金機構            | (初年度は年金裁定請求のとき)   |
| 健保      | 健康保険証返還               | 会社の担当窓口        | 退職日までに                    |                  | 所得税の確定申告           | 住所地の税務署           | 2月16日から3月15日まで    |

★決められた期限を過ぎると特典がなくなったり、できなくなる。

# 年金額の試算をしておこう

## ■ 年金相談はどこに行けばいいのか

- 福井年金事務所 (0776-23-4512)
- 武生年金事務所 (0778-23-1123)
- 敦賀年金事務所 (0770-23-9900)



## ■ 持参するもの

- 年金手帳または、厚生年金保険被保険者証、基礎年金番号通知
- 配偶者の //
- 認印
- 経歴書(できれば配偶者の分も)

## ■ 年金額を事前に知りたければ

- ねんきん定期便
- インターネットでも、可
  - 個人認証、ID、パスワード発行までに1週間程度
  - 但し、簡易試算であれば、即

# 年金額の試算をしておこう



## ■ “ねんきん定期便”で加入記録を確認

1. 年金加入期間
2. 年金加入履歴
3. 老齢年金見込額
4. 保険料納付累計額
5. 厚年の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
6. 国民年金保険料月別納付状況

## ■ 封筒の色に注意

- **だいたい色** = 記録に“もれ”や“誤り”の可能性
- **水色** = それ以外

## ■ 年金記録に“もれ”や“誤り”があるとき

- 同封の“年金加入記録回投票”で返信⇒調査  
⇒被保険者記録照会回答票がくる

## 今年2月からは“ねんきんネット”もある

加入開始時から直近(原則として約1カ月前)までの自分の加入記録のすべてをいつでも確認でき、情報も豊富。

# 退職したら離職票を早くもらっておく

- 基本手当が受けられる期間は退職日の翌日から1年間
- 離職票手続きは退職日の翌日から10日以内
- 基本手当額は加入期間と離職年齢で決まる(資料;雇用保険の被保険者になられた皆さんへ)
- 離職理由と給与額を確認する
- 基本手当(失業給付)のもとが離職票
- 退職前の賃金日額の45%~80%

| 月       | 1月     | 2月      | 3月      | 4月      | 5月      | 6月      |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 賃金      | 90,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 社会保険料   |        |         |         |         |         |         |
| 健康保険料   |        |         |         |         |         |         |
| 厚生年金保険料 |        |         |         |         |         |         |
| 雇用保険料   |        |         |         |         |         |         |

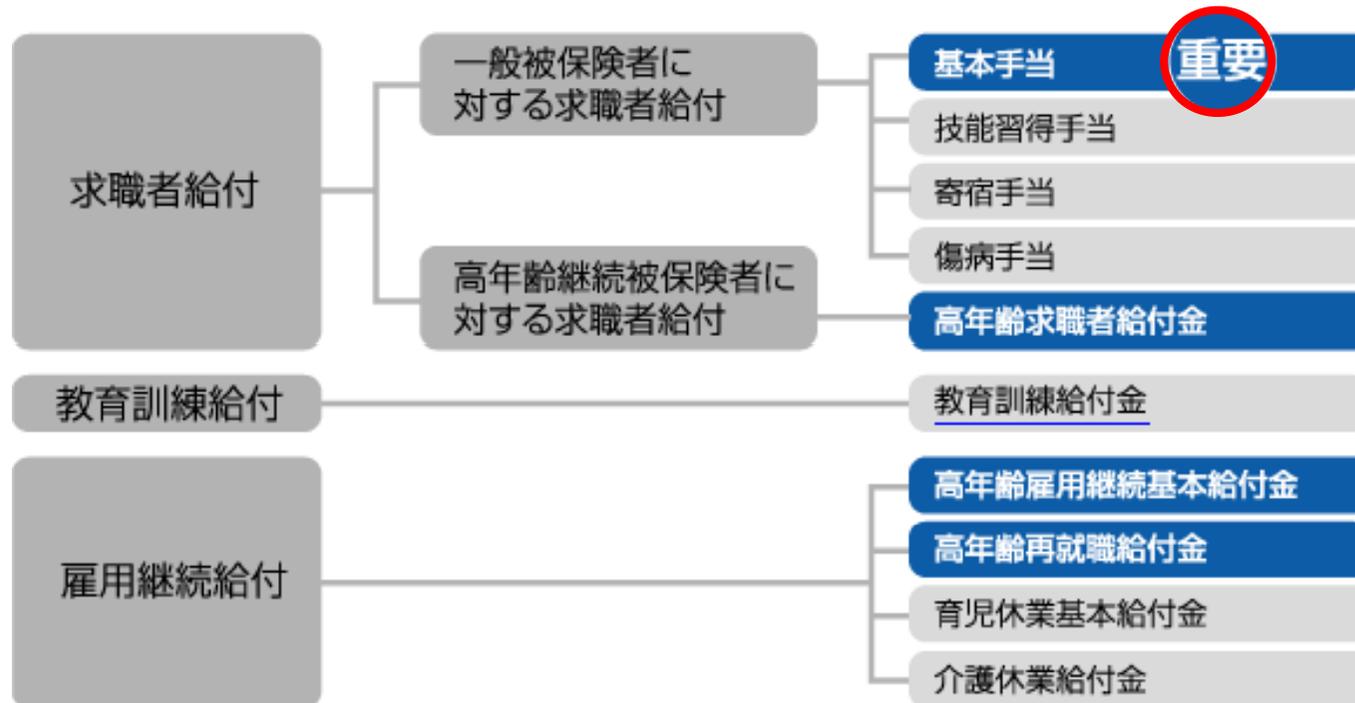


賃金総額には残業代も含まれます。基本手当日額を多くするためには退職前の6か月間に残業を多くしておくのも手です。

# 定年退職と雇用保険



# 雇用保険の給付にはどんなものがあるか



抜粋

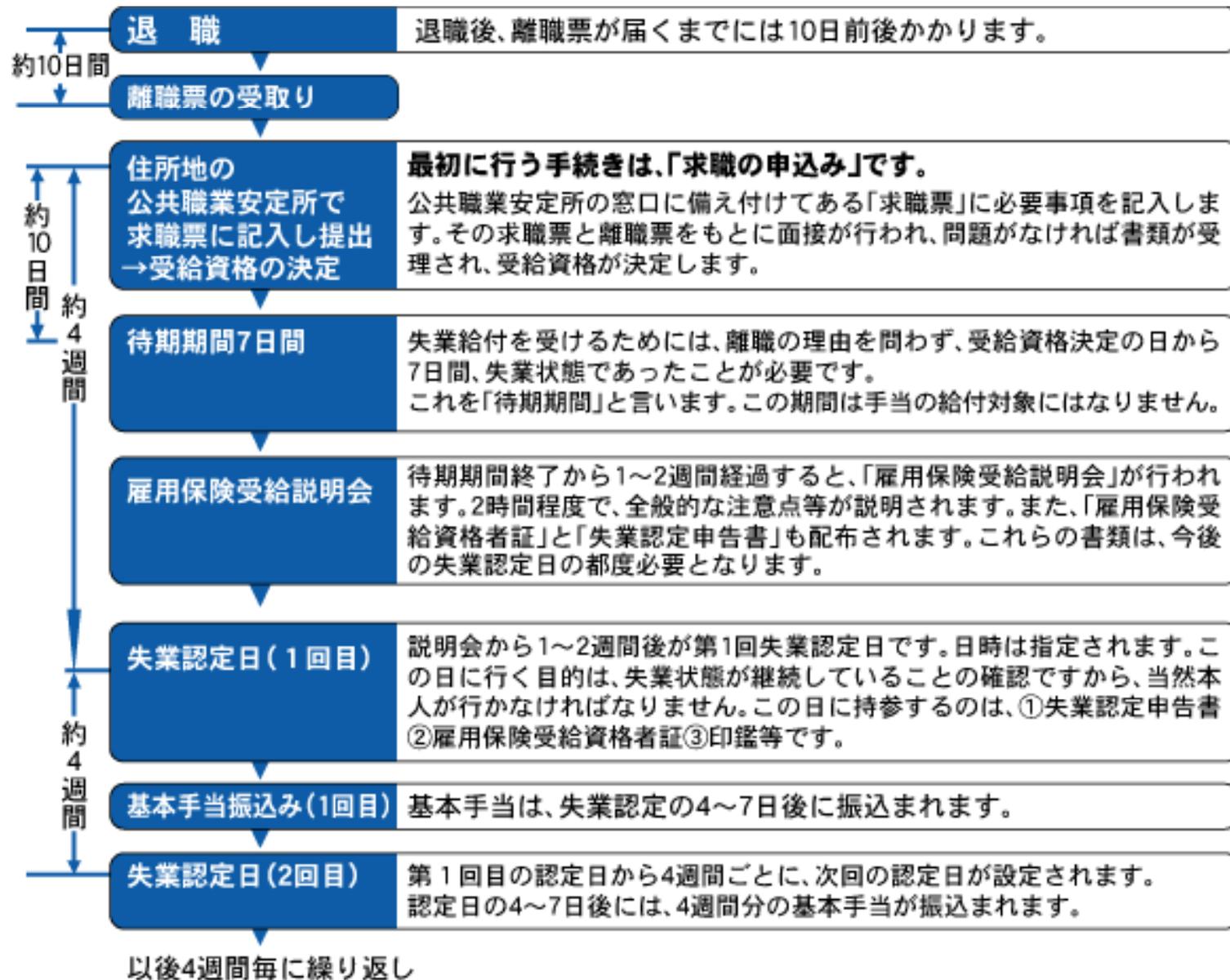
- 失業給付の中核は基本手当
- 早期に就職すると再就職手当がでる
- 定年等で賃金が下がっても継続勤務すると高年齢雇用継続給付がある
- 65歳以上で退職する人は一時金が出る
- 高年齢雇用継続給付を受けると年金が一部減額される

# 求職の申し込みをする

- 受給資格がないと基本手当はもらえない
  - 被保険者期間は単に加入していただだけでは算定されない
    - 離職日以前2年間に(倒産・解雇の場合は1年間)賃金支払い基礎日数が11日以上が通算12カ月(同6カ月)
- 求職申込みは迅速に
  - 求職票、離職票1・2、運転免許証又は住基カード(ないときはパスポート、住民票、健康保険証のうち2種)
  - 失業＝離職し、労働の意思と能力があり、職業に就けない状態
- 60歳以上の定年退職者は受給期間が延長できる
  - 特例として、離職日の翌日から2カ月以内に求職の申し込みをしない期間(1年が限度)を申し出ればその分期間が延長される
- 病気やけがで離職した時は延長できる
  - 病気やけがで継続して30日以上職業に就けないときその日数分延長できる(最大3年)

| 安定所名 | 所在地           | T E L        |
|------|---------------|--------------|
| 福井   | 福井市開発1丁目121-1 | 0776-52-8150 |
| 武生   | 越前市中央2-8-23   | 0778-22-4078 |
| 大野   | 大野市陽明町3丁目403  | 0779-66-2408 |
| 三国   | 坂井市三国町覚善69-1  | 0776-81-3262 |

# 失業給付の請求手続きから受給まで



# 基本手当は何日分もらえるのか

- 離職理由・年齢・被保険者期間により、給付日数が大きく異なる

- 自己都合・**定年**・契約期間満了

| 被保険者として雇用された期間 |                |       |
|----------------|----------------|-------|
| 10年未満          | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上 |
| 90日            | 120日           | 150日  |

- 障害者などの就職困難者

(離職理由問わず)

| 離職時の年齢   | 被保険者として雇用された期間 |      |
|----------|----------------|------|
|          | 1年未満           | 1年以上 |
| 45歳未満    | 150日           | 300日 |
| 45～65歳未満 | 150日           | 360日 |

- 倒産・解雇(懲戒解雇除く)・雇止めなど(特定受給資格者・特定理由離職者)

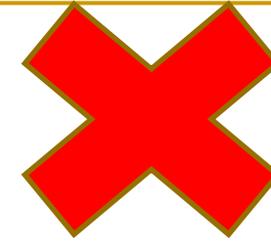
| 離職時の年齢     | 被保険者として雇用された期間 |              |               |                |       |
|------------|----------------|--------------|---------------|----------------|-------|
|            | 1年未満           | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上 |
| 30歳未満      | 90日            | 90日          | 120日          | 180日           | —     |
| 30歳以上35歳未満 | 90日            | 90日          | 180日          | 210日           | 240日  |
| 35歳以上45歳未満 | 90日            | 90日          | 180日          | 240日           | 270日  |
| 45歳以上60歳未満 | 90日            | 180日         | 240日          | 270日           | 330日  |
| 60歳以上65歳未満 | 90日            | 150日         | 180日          | 210日           | 240日  |

# 基本手当の決め方

- 60～65歳未満は、定年前賃金日額の45～80%  
(60歳未満は50～80%)
  - 賃金日額＝退職前6カ月間の賃金総額÷180日
    - 賃金総額には臨時に支払われる賃金 ×
    - 3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金 ×
    - 残業代、通勤手当 ○
- 賃金日額には上限と下限がある(H23. 8. 1～)

|     | 年齢区分       | 給付率        | 賃金日額    | 基本手当日額 |
|-----|------------|------------|---------|--------|
| 上限額 | 60歳以上65歳未満 | 100分の80～45 | 15,020円 | 6,759円 |
|     | 45歳以上60歳未満 |            | 15,730円 | 7,865円 |
|     | 30歳以上45歳未満 | 100分の80～50 | 14,300円 | 7,150円 |
|     | 30歳未満      |            | 14,300円 | 7,150円 |
| 下減額 | 全年齢一律      | 100分の80    | 2,320円  | 1,856円 |

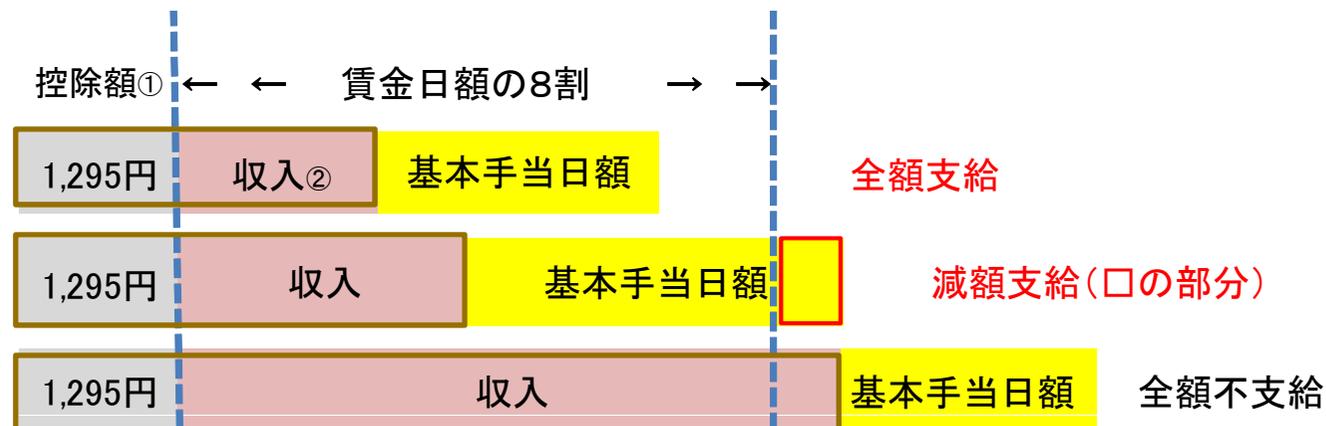
# 収入を申告しないと・・・



## ■ アルバイト

- 収入があればその部分では失業状態ではない
- 収入を得たらキチンと申告
- 基本手当の全部がもらえなくなるのではない

## ■ 収入があった時の減額の仕方



①H23, 3, 1実施分から

②内職や被保険者とならないかたち(原則1日4時間未満)で働いた時

# 基本手当と年金は同時にもらえない

## 基本手当と年金は併用できない

- 求職申込み月の翌月から、いずれかに該当する月まで基本手当を受給している間は、老齢厚生年金が支給停止。
  1. 基本手当を受ける期間(受給資格期間)が経過したとき
  2. 所定給付日数の受給を終了したとき
- 基本手当を受けている日が1日もない月があったときは、その月については老齢厚生年金が支給されます。
- 待期期間や給付制限期間中は基本手当を受給したとみなされ、年金は支給停止されます。
- 65歳以降は支給停止はない

一般的なケース

基本手当 > 年金

退職前の給与が特に低いケース

年金 > 基本手当

## 基本手当と年金、どちらが有利？！

- 基本手当は、退職前6ヵ月間の給与平均を基にして受給額を決定するので、一般的に受給額は高くなります。
- 昭和16年4月2日から昭和28年4月1日生まれの男性(女性は5年遅れ)は、60歳のときには報酬比例部分の年金しかありませんので、年金月額が10万円前後が平均値とされています。
- したがって、受給額だけを比較すると、一般的には基本手当を選択する方が有利だと言えます。
- しかし、これには個人差がありますので、必ず自分の基本手当の額と年金額を調べて比較検討しておきましょう。

# 就職が決まるとお祝い金が出る①

1年以上雇用されることが確  
実な職業につくこと。または、  
1年以上継続することが確  
実な事業を開始したこと。

## 再就職手当

早期に再就職することを奨励

### 支給要件

1. 受給資格者が安定した職業に就いたこと
2. 基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上であること
3. 以下のいずれにも該当すること
  - 雇い入れ約束をした後に、求職の申し込みを行い受給資格を得、就職をしたのでないこと
  - 離職理由により給付制限を受けた人は、待期満了後1ヶ月間は、職安または法定の紹介事業者の紹介により就職している
  - 離職前の事業主に再雇用されていない
  - 待期終了後に就職している

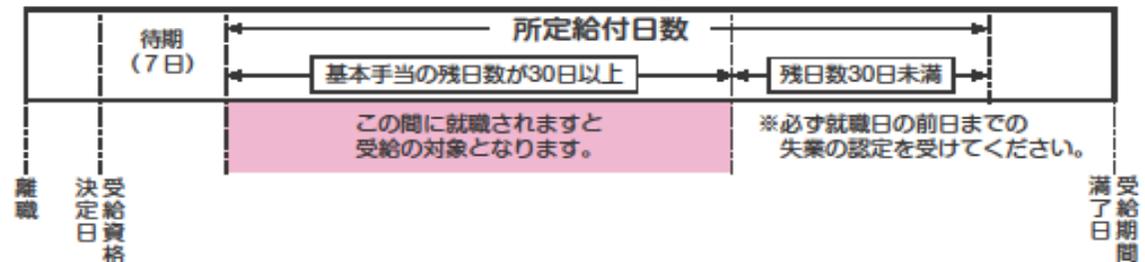
### 支給額

- 所定給付残日数  
× 基本手当日額  
× 50%or40%

※給付日数の3分の2以上残  
※H23,8.1からは60%に

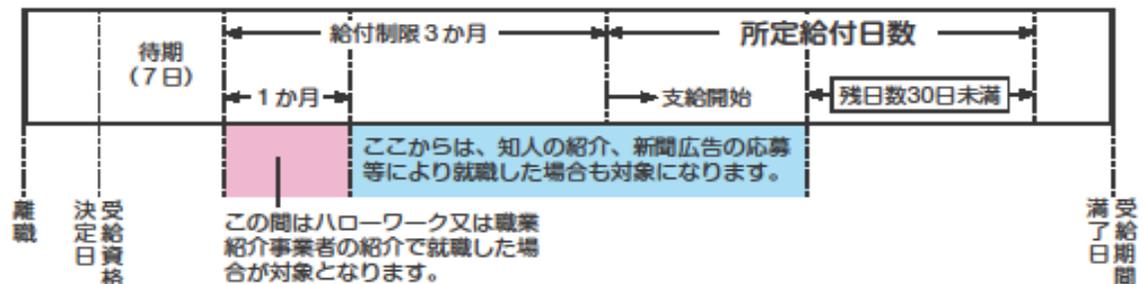
※給付日数の3分の1以上残  
※H23,8.1からは50%に

#### ■ 所定給付日数が90日の場合(離職理由が倒産・解雇等により給付制限がかからない方)。



★ 給付制限のかからない方は、待期期間経過後であれば、就職の経路は問いません。(知人の紹介、新聞広告等により就職した場合でも受給の対象となります。)

#### ■ 所定給付日数が90日の場合(離職理由が自己都合等で給付制限のある方)。



★ 自営を開始した場合も、待期期間満了後1か月の期間経過後より対象となります。

# 就職が決まるとお祝い金が出る②

## 就業手当

常用雇用以外の形態で就職した時

- 支給要件
  - 再就職手当に同じ
- 4時間以上勤務、1年以上雇用されないことが見込まれる。
- 基本手当日額の30%を就業した日ごとに支給



# 就職が決まるとお祝い金が出る③

## 常用就職支度手当

再就職手当を受け取れない45歳以上の人に

### ■ 支給要件

1. 支給残日数が1日でもあればもらえる
2. 過去3年間に再就職手当、常用就職支度手当を受け取っていないこと

### ■ 支給額

- 支給残日数によって下表のようになっています

| 失業手当(=基本手当)<br>支給残日数 | 支給額               |
|----------------------|-------------------|
| 90日以上                | 基本手当日額×27日        |
| 45日以上～90日未満          | 基本手当日額×支給残日数×3/10 |
| 45日未満                | 基本手当日額×45日×3/10   |

# 高年齢者には特典がある

## 高年齢雇用継続基本給付金

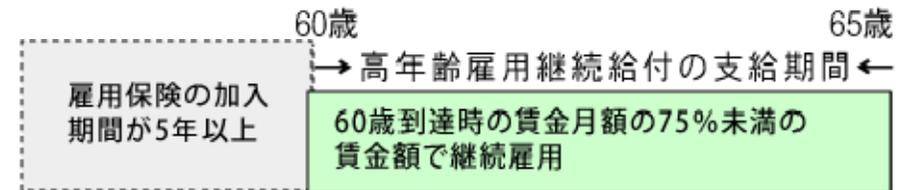
定年後も働いている60歳以上65歳未満の人に

1. 基本手当や再就職手当を、受け取らずに働いている人。
2. 60歳になる直前6カ月間の、平均月額（ボーナスは含まない）の75%未満のとき。
3. 60歳～65歳未満の被保険者である。
4. 被保険者期間（＝雇用保険加入期間）が、通算して5年以上必要。
5. 以前に、基本手当をもらったことがある人は、基本手当の受け取り終了から、5年以上たっていること。

## 高年齢再就職付金

基本手当をもらっているときに再就職した人に

1. 高年齢雇用継続基本給付金の要件
2. 失業手当（＝基本手当）の支給残日数が、100日以上ある人が再就職したとき。



- A. 75%以上のとき・・・給付金の支給はありません。
- B. 61%以上～75%未満のとき・・・現在の給料の15～0%が支給されます。
- C. 61%未満のとき・・・現在の給料の15%が支給されます。

ただし、現在の給料との合計額は343,200円が上限で、計算した給付額が16,000円以下の場合  
は、支給されません。

# 給付金をもらうと年金が減らされる

|                            |         | 60 歳 到 達 時 の 賃 金 |         |         |         |         |         |         |         |
|----------------------------|---------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            |         | 310,000          | 300,000 | 290,000 | 280,000 | 270,000 | 260,000 | 250,000 |         |
| 対<br>象<br>月<br>の<br>賃<br>金 | 320,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 320,000 |
|                            | 310,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 310,000 |
|                            | 300,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 300,000 |
|                            | 290,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 290,000 |
|                            | 280,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 280,000 |
|                            | 270,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 270,000 |
|                            | 260,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 260,000 |
|                            | 250,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 250,000 |
|                            | 240,000 | 0                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 240,000 |
|                            | 230,000 | 1,633            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 230,000 |
|                            | 220,000 | 8,162            | 3,278   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 220,000 |
|                            | 210,000 | 14,700           | 9,807   | 4,914   | 0       | 0       | 0       | 0       | 210,000 |
|                            | 200,000 | 21,240           | 16,340  | 11,420  | 6,540   | 1,640   | 0       | 0       | 200,000 |
|                            | 190,000 | 27,778           | 22,876  | 17,974  | 13,072  | 8,170   | 3,268   | 0       | 190,000 |
|                            | 180,000 | 27,000           | 27,000  | 24,498  | 19,602  | 14,706  | 9,810   | 4,896   | 180,000 |
|                            | 170,000 | 25,500           | 25,500  | 25,500  | 25,500  | 21,250  | 16,354  | 11,441  | 170,000 |
|                            | 160,000 | 24,000           | 24,000  | 24,000  | 24,000  | 24,000  | 22,864  | 17,968  | 160,000 |
|                            | 150,000 | 22,500           | 22,500  | 22,500  | 22,500  | 22,500  | 22,500  | 22,500  | 150,000 |
|                            | 140,000 | 21,000           | 21,000  | 21,000  | 21,000  | 21,000  | 21,000  | 21,000  | 140,000 |
|                            | 130,000 | 19,500           | 19,500  | 19,500  | 19,500  | 19,500  | 19,500  | 19,500  | 130,000 |
| 120,000                    | 18,000  | 18,000           | 18,000  | 18,000  | 18,000  | 18,000  | 18,000  | 120,000 |         |
| 110,000                    | 16,500  | 16,500           | 16,500  | 16,500  | 16,500  | 16,500  | 16,500  | 110,000 |         |
| 100,000                    | 15,000  | 15,000           | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 100,000 |         |
| 90,000                     | 13,500  | 13,500           | 13,500  | 13,500  | 13,500  | 13,500  | 13,500  | 90,000  |         |
| 80,000                     | 12,000  | 12,000           | 12,000  | 12,000  | 12,000  | 12,000  | 12,000  | 80,000  |         |
| 70,000                     | 10,500  | 10,500           | 10,500  | 10,500  | 10,500  | 10,500  | 10,500  | 70,000  |         |
| 60,000                     | 9,000   | 9,000            | 9,000   | 9,000   | 9,000   | 9,000   | 9,000   | 60,000  |         |

## 年金が一部カット！

- 基本手当のときのような全額停止ではなく。最大で60歳以降の標準報酬月額額の6%
- 60歳以降の賃金が61%～75%未満の場合は6%より逡減した率



大まかな給付金額

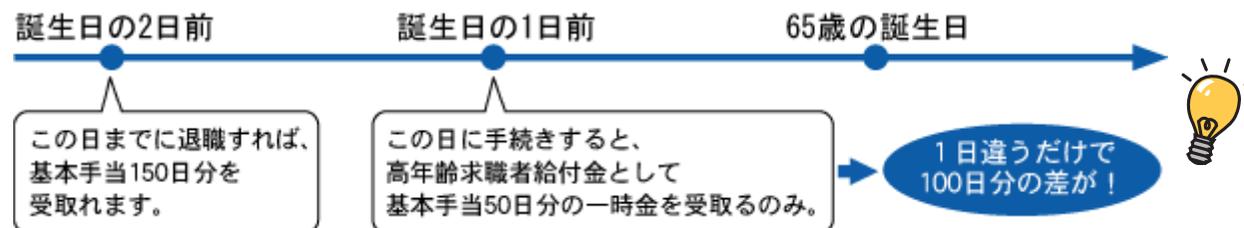
# 65歳以降で退職するとき

64歳までは雇用保険の扱いは同じ

- 失業給付の仕組みは64歳まで同じ
  - 異なるのは所定給付日数と基本手当日額の割合
- 給付金を受けた人も同じ扱い

65歳以降の雇用保険

- 加入は64歳まで
- 引続き65歳以降も加入していると高年齢雇用継続被保険者になる
- 65歳以上の場合は、基本手当ではなく「高年齢求職者給付金」が、一時金として支給。



# 高年齢求職者給付金

| ＜満65歳以上＞<br>高年齢求職者給付金 |                  | ＜満65歳未満＞<br>基本手当(自己都合で退職した場合) |      |
|-----------------------|------------------|-------------------------------|------|
| 被保険者期間                | 給付額<br>(基本手当×日数) | 被保険者期間                        | 給付日数 |
| 1年未満                  | 30日分             | 10年未満                         | 90日  |
| 1年以上                  | 50日分             | 10年以上～<br>20年未満               | 120日 |
|                       |                  | 20年以上                         | 150日 |

- 受給条件は一般被保険者の基本手当と同じ
- 失業の認定は1回のみ
- 30歳未満の給付率、上限額に同じ



# 定年退職と厚生年金保険



# 退職後すぐすること

## ■ 種別変更の届け

### □ 第1号被保険者

- 自営業者、自由業、無職の人とその配偶者および学生  
20歳以上60歳未満



### □ 第2号被保険者

- 厚生年金・共済年金の加入者、70歳未満



### □ 第3号被保険者

- 第2号被保険者の被扶養配偶者、保険料の負担なし、  
20歳以上60歳未満



## ■ 第3号被保険者の届出は会社が変わるたびに行う



# 年金制度は2階建て

年金制度は、基礎年金である国民年金と上乗せ年金の厚生年金の2階建てになっている。

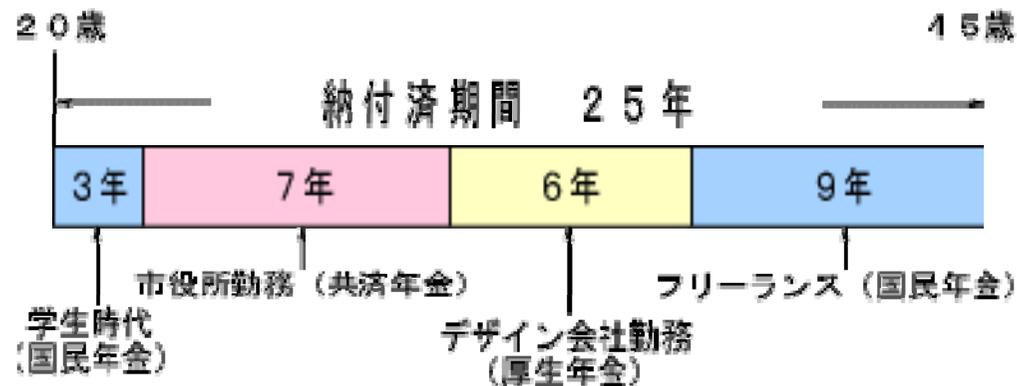


| 年金   | 加入期間             | 受給資格             | 受給開始                  |
|------|------------------|------------------|-----------------------|
| 厚生年金 | 15歳～70歳          | 1月以上             | 60歳～<br>(受給開始年齢引き上げ中) |
| 国民年金 | 20歳～60歳<br>(40年) | 原則として25年<br>以上加入 | 原則65歳～                |

# 25年加入しないと年金はもらえない

受給資格期間は合計できる

保険料納付済期間 + 免除期間 + 合算対象期間  $\geq$  25年



カラ期間  
年金額に反映は無いが受給資格の計算に入れる



老齢厚生年金を受取るためには、  
受給資格期間の**25年間**を満たさなければならない。

・国民年金  
・国民年金+厚生年金(共済年金)  
・厚生年金(共済年金) など  $\geq$  300月  
(25年)

加入期間が  
25年なくとも  
年金がもらえる  
特例



**被用者年金制度の期間の特例**  
生年月日に応じて加入期間を20年~24年に短縮する特例がある。

| 生年月日                    | 期間  |
|-------------------------|-----|
| 昭和27年4月1日以前             | 20年 |
| 昭和27年4月2日~<br>昭和28年4月1日 | 21年 |
| 昭和28年4月2日~<br>昭和29年4月1日 | 22年 |
| 昭和29年4月2日~<br>昭和30年4月1日 | 23年 |
| 昭和30年4月2日~<br>昭和31年4月1日 | 24年 |

**厚生年金の中高齢者の特例**  
男性40歳、女性35歳以降、生年月日に応じて加入期間が15年~19年あれば、受給資格期間を満たす特例がある。

| 生年月日                    | 期間  |
|-------------------------|-----|
| 昭和22年4月1日以前             | 15年 |
| 昭和22年4月2日~<br>昭和23年4月1日 | 16年 |
| 昭和23年4月2日~<br>昭和24年4月1日 | 17年 |
| 昭和24年4月2日~<br>昭和25年4月1日 | 18年 |
| 昭和25年4月2日~<br>昭和26年4月1日 | 19年 |

15年~19年加入すると、受給資格を満たすだけでなく、年金額を計算する際にも厚生年金の加入期間は20年とみなされます。そのため、60歳前半の老齢厚生年金の定額部分については年金額に反映されます。

# 満額の老齢年金は65歳から

厚生年金に  
1年以上加入

厚生年金に  
1月以上加入

特別支給の老齢厚生年金

60歳から64歳までの年金

65歳以降

| 男性                         | 女性                         |
|----------------------------|----------------------------|
| 昭和16年4月2日～<br>昭和18年4月1日生まれ | 昭和21年4月2日～<br>昭和23年4月1日生まれ |
| 昭和18年4月2日～<br>昭和20年4月1日生まれ | 昭和23年4月2日～<br>昭和25年4月1日生まれ |
| 昭和20年4月2日～<br>昭和22年4月1日生まれ | 昭和25年4月2日～<br>昭和27年4月1日生まれ |
| 昭和22年4月2日～<br>昭和24年4月1日生まれ | 昭和27年4月2日～<br>昭和29年4月1日生まれ |
| 昭和24年4月2日～<br>昭和28年4月1日生まれ | 昭和29年4月2日～<br>昭和33年4月1日生まれ |



# 特別支給の老齢厚生年金の仕組み

## ■ 特別支給の老齢厚生年金

＝定額部分＋報酬比例部分＋加給年金

- ①過去の平均報酬
- ②生年月日ごとの乗率
- ③加入月数
- ④物価スライド率

厚生年金に20  
年以上加入

毎月の給与、  
賞与が反映

|        |        |
|--------|--------|
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分   | 老齢基礎年金 |

加入期間だけ  
が反映する



# 加給年金は公的年金の“家族手当”

- 厚生年金の加入期間が20年以上（中高齢者特例適用時は15年～19年）の老齢厚生年金の受給権者であること
- 老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、生計を維持※されている65歳未満の配偶者または18歳到達年度末までの子がいること  
※将来にわたって年収850万円（所得の場合655.5万円）以上が見込まれないこと
- 配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること

## 【加給年金額】

| 対象者         | 加給年金額           |
|-------------|-----------------|
| <b>配偶者</b>  | <b>22万7900円</b> |
| 1人目、の子2人目の子 | 22万7900円        |
| 3人目の子       | 7万5900円         |

## 【特別加算】

| 受給権者の生年月日           | 特別加算額           |
|---------------------|-----------------|
| 昭和9年4月2日～昭和15年4月1日  | 3万3600円         |
| 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 | 6万7300円         |
| 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 | 10万1000円        |
| 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 | 13万4600円        |
| <b>昭和18年4月2日以降</b>  | <b>16万8100円</b> |

受給権者の生年月日に応じて、配偶者加給年金に、さらに特別加算も支給されます。

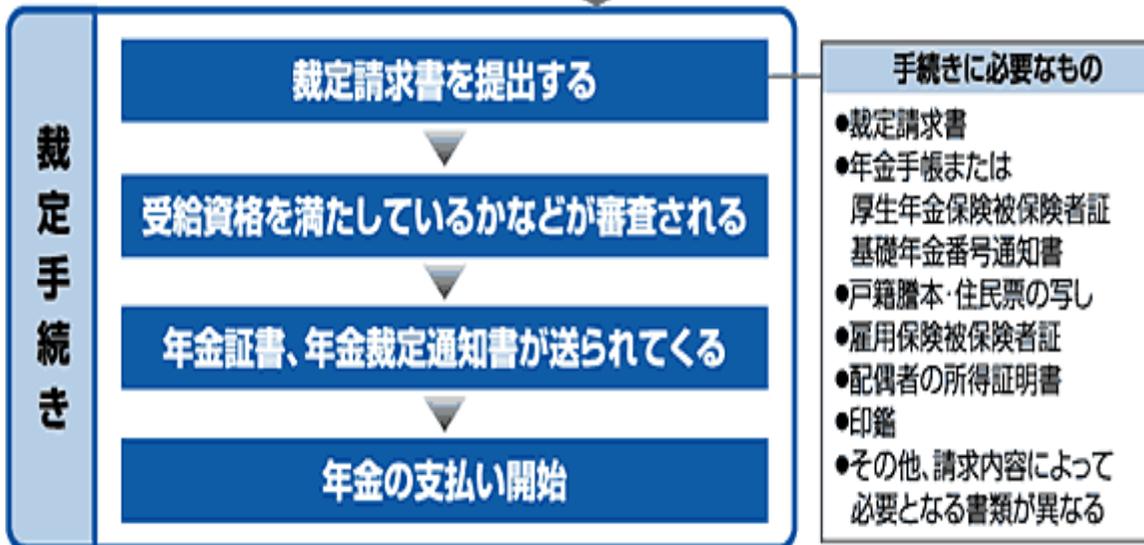
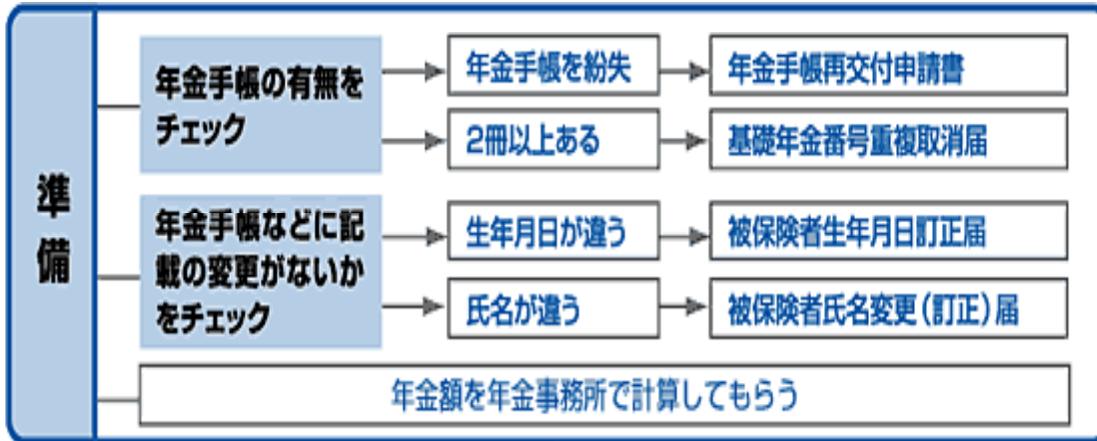


## 加給年金の特徴

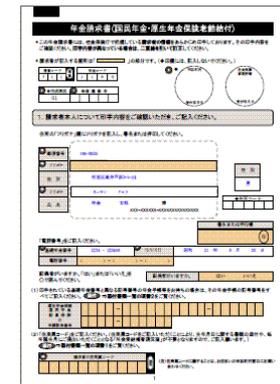
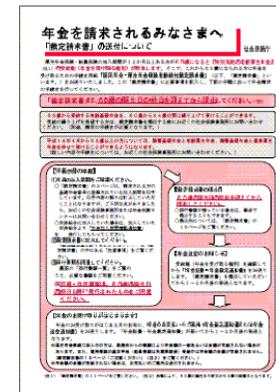
★60歳代前半の老齢厚生年金の場合、報酬比例部分のみ支給されるときには加給年金は加算されず、定額部分が支給される年齢になると加算される  
★配偶者加給年金は配偶者が65歳に到達すると消滅するが、配偶者の受給する老齢基礎年金の上に振替加算される場合がある

# さあ、年金を請求しよう

60歳になったら年金の裁定請求を



- 印字してある年金裁定請求書が事前に送られてくる
- 定年後、継続雇用や再就職していても貰えるかも知れないので請求はしておくこと
- 老齢厚生年金だけの請求でも国年と厚年を同時に行い、年金証書の基礎年金番号は同一のものを生涯使用。
- 特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になると葉書により“諸変更裁定”を行う。



# 基礎年金の繰り上げ支給、繰り下げ支給

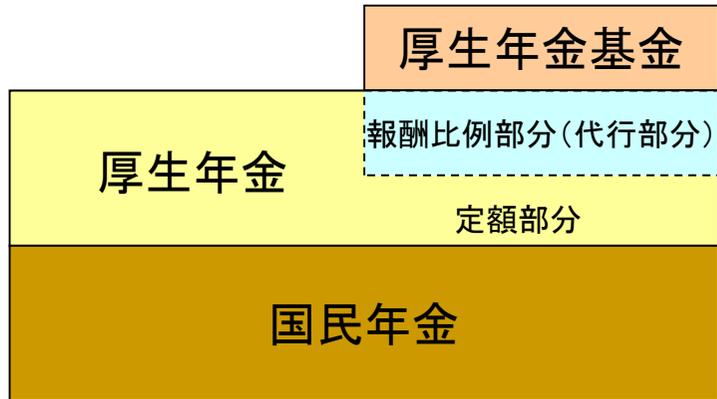
昭和16年4月2日以降生まれの人 ー 月単位で減額・増額  
(繰上げ=1ヵ月早めるごとに0.5%減額 繰下げ=1ヵ月送らせるごとに0.7%増額)

| 繰り上げ支給  |     | 繰り下げ支給  |        |
|---------|-----|---------|--------|
| 受け始める年齢 | 支給率 | 受け始める年齢 | 支給率    |
| 64歳     | 94% | 66歳     | 108.4% |
| 63歳     | 88% | 67歳     | 116.8% |
| 62歳     | 82% | 68歳     | 125.2% |
| 61歳     | 76% | 69歳     | 133.6% |
| 60歳     | 70% | 70歳     | 142%   |

- 繰り上げの場合
  - 一生減額されたまま
  - 障害基礎年金が受けられない
- 請求時には慎重に検討



# 厚生年金基金に入っていたなら上乘せがある



| 年金額         | 支払い回数   |
|-------------|---------|
| 27万円以上      | 年6回     |
| 15万以上27万円未満 | 年3回     |
| 6万以上15万円未満  | 年2回又は3回 |
| 6万円未満       | 年1回から3回 |

## 裁定請求は？

- 基金のある会社に永く務めた人(一般的に10年以上)

⇒厚生年金基金

- 基金のある会社とない会社を渡り歩き、一つの加入期間が短く単独で請求できないとき

⇒企業年金連合会

(03-5401-8711)

# 働きながらもらう在職老齢年金



# 65歳までの在職老齢厚生年金①

## 60から64歳の在職老齢厚生年金の支給の流れ

- 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていると“在職老齢年金”がもらえる
- 一定条件により減額され60～65歳までもらえる

### ■ 年金額と給与の合算額に応じカット

1. 年金月額と総報酬月額相当額の合計が28万以下のときは年金はそのまま支給。
2. 年金月額と総報酬月額相当額の合計が28万を超えると超過分の2分の1がカット。
3. 総報酬月額相当額の合計が46万を超えるときは、総報酬月額相当額が増加した分だけカット

#### ★年金月額

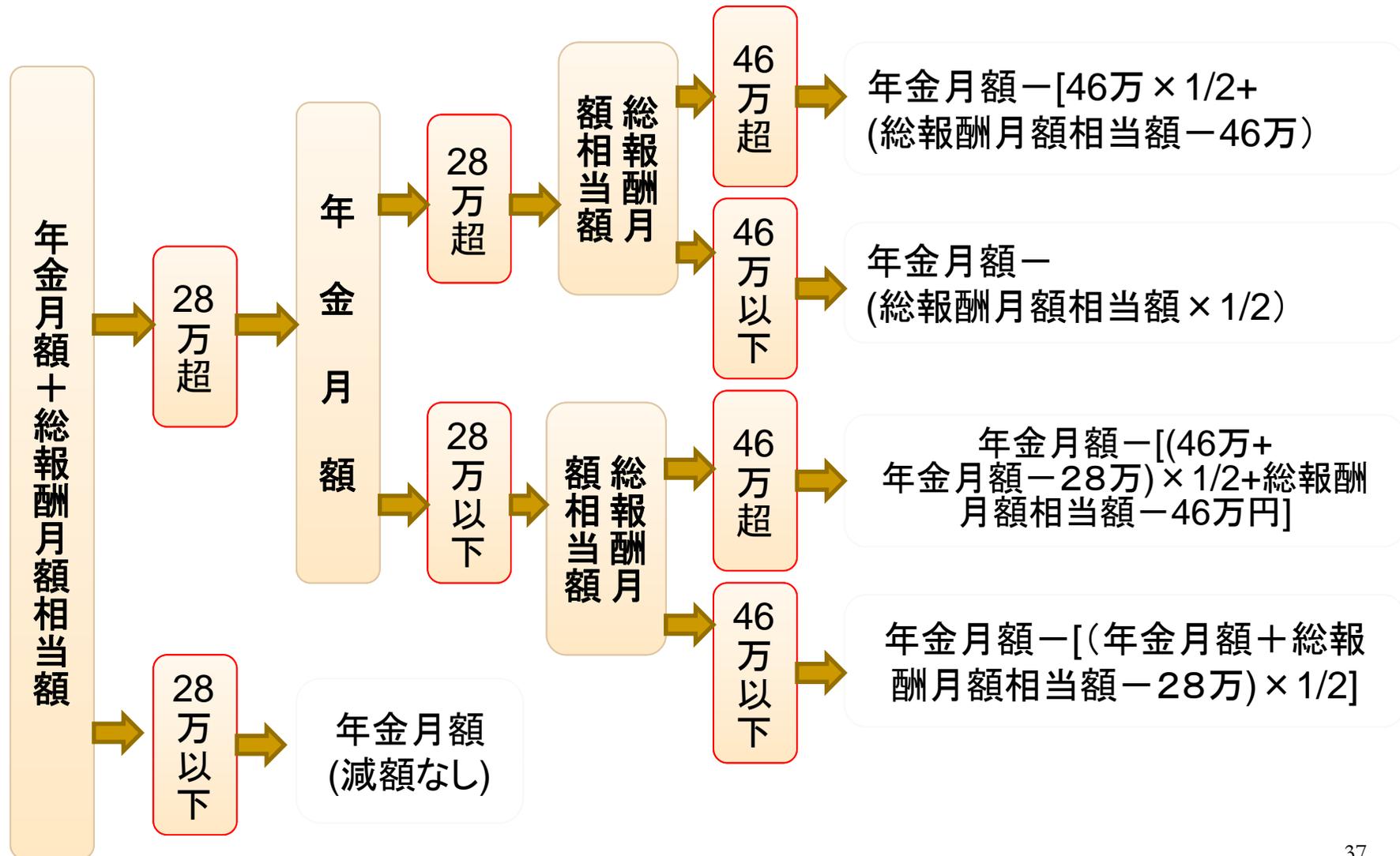
$$= \text{基本年金額} \times 1/12$$

#### ★総報酬月額相当額

$$= \text{標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \times 1/12$$

# 65歳までの在職老齢厚生年金②

60から64歳の在職老齢厚生年金の支給の流れ



## 65歳までの在職老齢年金③

60歳台前半の場合

給与(直近1年間の賞与の1/12を含む)+年金月額<28万円



☆上記の合計額が28万円未満の場合、年金は全額支給されます☆  
(合計額が28万円を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます)

計算例 給与30万円、賞与0円、年金月額12万円の場合

{給与(30万円)+年金月額(12万円)−28万円}÷2=7万円(支給停止額)

実際の年金額=12万円−7万円(支給停止額)=5万円

# 高年齢雇用継続給付を同時にもらうと在職年金がさらに減らされる

- 標準報酬月額と60歳到達時賃金月額の比率(年金停止率)に応じ  
0～6%が減額される



特別支給の老齢厚生年金の支給停止率

| 標準報酬月額÷60歳到達時賃金月額 | 年金停止(減額)率 |
|-------------------|-----------|
| 75,00%以上          | 0,00%     |
| 74,00%            | 0,35%     |
| 73,00%            | 0,72%     |
| 72,00%            | 1,09%     |
| 71,00%            | 1,47%     |
| 70,00%            | 1,87%     |
| 69,00%            | 2,27%     |
| 68,00%            | 2,69%     |
| 67,00%            | 3,12%     |
| 66,00%            | 3,56%     |
| 65,00%            | 4,02%     |
| 64,00%            | 4,49%     |
| 63,00%            | 4,98%     |
| 62,00%            | 5,48%     |
| 61,00%未満          | 6,00%     |

# 65歳からの在職老齢年金

60歳台後半の場合

ココが変わるだけ

給与(直近1年間の賞与の1/12を含む) + 年金月額 < **46万円**

H23. 4月から、それまでは47万円

☆上記の合計額が46万円未満の場合、年金は全額支給されます☆  
(合計額が46万円を超えると年金が一部又は全部が支給停止されます)

**計算例** 給与40万円、賞与0円、年金月額20万円の場合

給与(40万円) + 年金月額(20万円) - 46万円 ÷ 2 = 7万円(支給停止額)

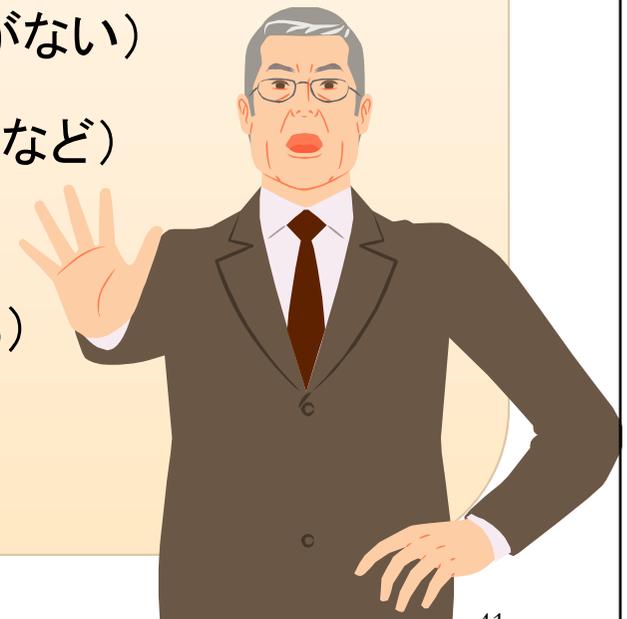
実際の年金額: 20万円 - 7万円(支給停止額) = 13万円

※但し、65歳からは収入の額に関係なく老齢基礎年金は全額支給されます

※平成19年4月からは70歳以上も上記の制度が適用されています

# 60歳以降、働きながら年金を満額受け取る方法

- ①勤務時間を正社員の所定労働時間の4分の3未満とする  
(厚生年金の被保険者でなくなるため、年金は満額受け取れる)
- ②個人事業主になる  
(一部の業種を除き、厚生年金への加入義務がない)
- ③共済年金の加入者になる(例:私学の職員など)
- ④委託・請負契約で働く  
(雇用されていないので、年金は満額受け取れる)
- ⑤海外で働く



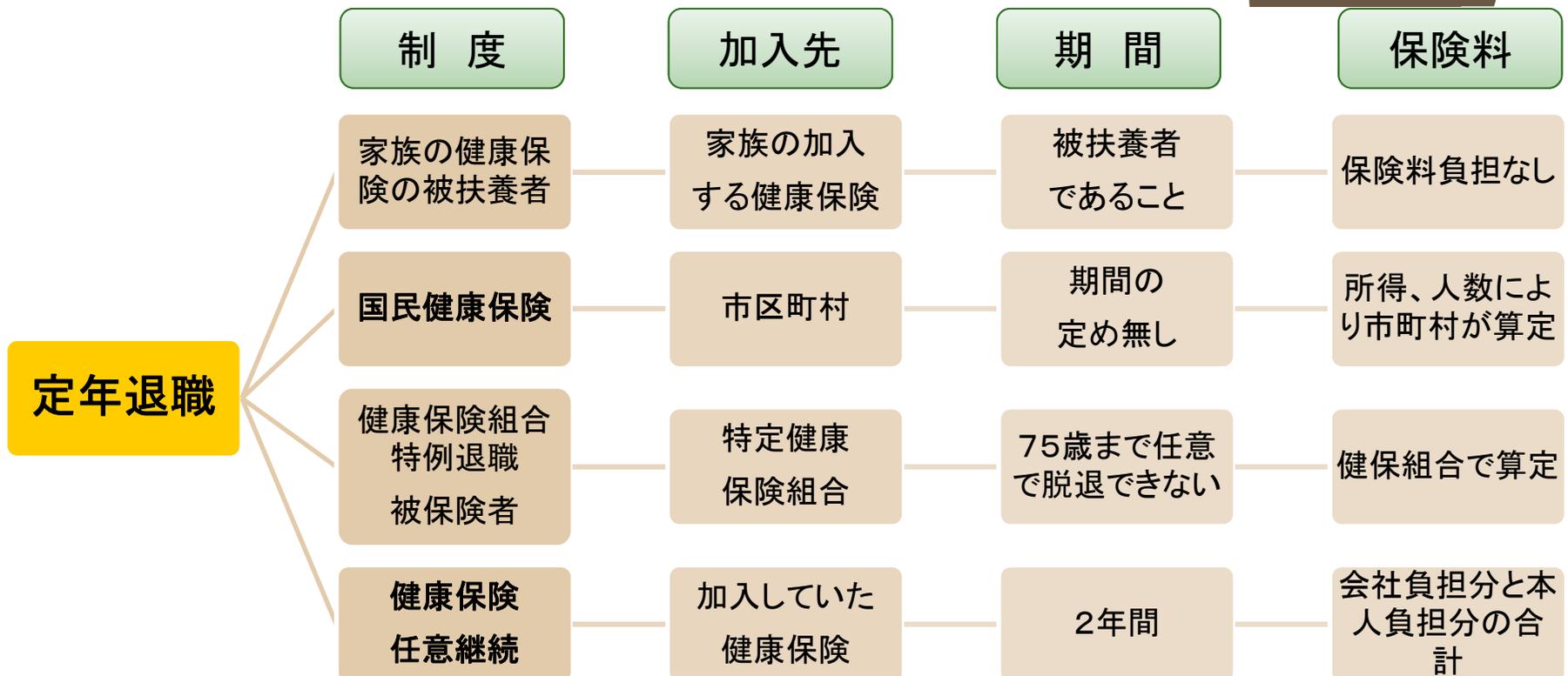
# 定年退職と健康保険



# どの医療保険を選ぶか



定年後も医療保険の加入は義務

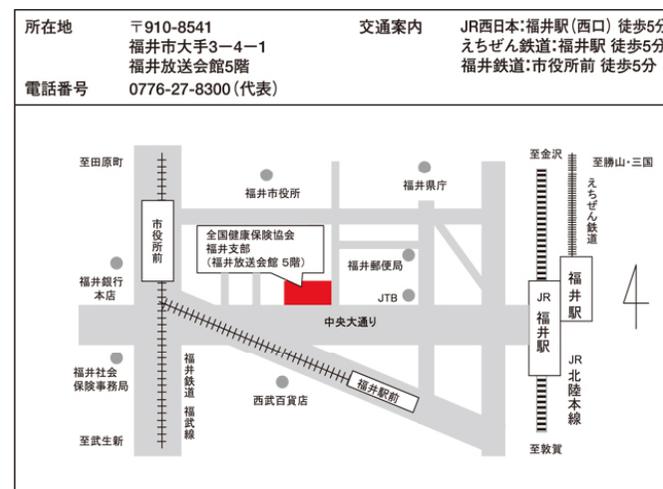


# 任意継続被保険者とし、そのまま健康保険にとどまる

- 任意継続被保険者は2年間
  1. 被保険者期間が2ヵ月間以上
  2. 資格喪失(退職日の翌日)後20日以内に
  3. 協会けんぽ又は健保組合に届出
  4. 被扶養者がいるときは、その届け出も忘れなく

## ■ 保険料は全額自己負担

1. 健保十介護(65歳未満)
2. 算定は標準報酬月額で
  - 28万円が上限
3. 納付期限に1日でも遅れると資格喪失
  - 当月10日までに確実に
  - 半年分、1年分を前納するのも可



# 国民健康保険に加入する

- 住所地の市町村が保険者
- 定年退職後、健康保険に加入せず、被扶養者にならないとき国保加入
  1. 退職後14日以内に手続き
  2. 世帯主が行う義務
  3. “資格喪失証明書”が必要
    - 会社からもらっておくこと
- 保険料は世帯ごとに決まる
  - 世帯別平等割＋被保険者均等割＋所得割＋資産割
  - 上限額がある
    - 医療56万円、介護9万円
    - 年間8回に分け納入

任意継続と国保、どちらが安いか事前に調べておくこと

# 退職後でも受けられる傷病手当金

- 資格喪失の前日（退職日）まで1年以上被保険者であるとき
  - 傷病手当金を受けている
  - 受ける要件を満たしている
    1. 待期期間(3日)終了
    2. 療養のため働けない
    3. 給与が支給されない



★老齢厚生年金を受けるともらえない  
★老齢厚生年金の額が、傷病手当金の額を下回るときにはその差額が支給される

# 定年退職と税金



# 退職金にも税金はかかる

- 退職金の税金は源泉徴収される
  - “退職所得の受給に関する申告書”を会社に提出する
    - 提出した場合
      - ・退職金の税金 = (退職金などの額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 税率
    - 提出しない場合
      - ・退職金の税金 = 退職金の額 × 税率

提出すれば有利

# 退職金は優遇されている

| 勤続年数(A) | 退職所得控除額                        |
|---------|--------------------------------|
| 20年以下   | 40万円×A<br>(80万円に満たない場合には、80万円) |
| 20年超    | 800万円＋70万円×(A－20年)             |

1 退職所得控除は、こんなに凄い

2 2分の1課税

例 勤続30年、3千万の退職金の場合

$70\text{万円} \times (30 - 20) + 800\text{万円} = 1,500\text{万円}$  (控除額)

$1,500\text{万円} \times \frac{1}{2} = 750\text{万円}$  (課税対象)

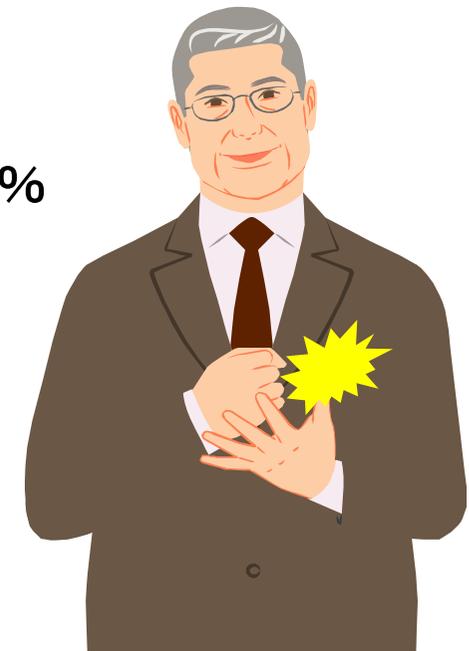
$\div 247.5\text{万円}$  (所得税・住民税)

手取り額 =  $3,000\text{万円} - 247.5\text{万円} = 2,752.5\text{万円}$

3 さらに、分離課税(他の所得と合算しない)

# 年金にも税金がかかる

- 老齢年金は雑所得として税金がかかる
- “扶養親族等申告書”を提出する
  - 提出した場合
    - ・源泉所得税額＝課税対象額(年金額－公的年金等控除額) × 5%
  - 提出しない場合
    - ・源泉所得税額＝年金額－年金額の25% × 10%



# 65歳になると公的年金等控除額が増え税金が安くなる

## 公的年金等控除額(平成22年分)

| 受給者の年齢  | 公的年金等の収入金額の合計額(A) | 公的年金等控除額                       |
|---------|-------------------|--------------------------------|
| 65歳以上の人 | 330万円未満           | 120万円                          |
|         | 330万円以上 410万円未満   | $(A) \times 25\% + 375,000$ 円  |
|         | 410万円以上 770万円未満   | $(A) \times 15\% + 785,000$ 円  |
|         | 770万円以上           | $(A) \times 5\% + 1,555,000$ 円 |
| 65歳未満の人 | 130万円未満           | 70万円                           |
|         | 130万円以上 410万円未満   | $(A) \times 25\% + 375,000$ 円  |
|         | 410万円以上 770万円未満   | $(A) \times 15\% + 785,000$ 円  |
|         | 770万円以上           | $(A) \times 5\% + 1,555,000$ 円 |

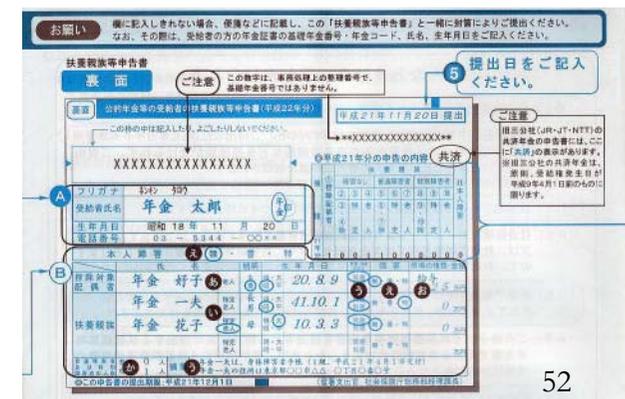
# 年金が一定額以上になると所得税が源泉徴収される

- 年間108万円(65歳以上は158万円)以上だと源泉徴収される
- “扶養親族等申告書”を提出
  - 公的年金控除、配偶者控除等が受けられる
  - 12月上旬までに日本年金機構に提出
    - 最初は裁定請求書で、2年目以降は葉書が来る
- 厚生年金基金からの支給も源泉徴収される

各種控除相当額(月額換算)

| 控除の項目          | 65歳未満                            | 65歳以上                             |
|----------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 公的年金控除及び基礎控除相当 | (年金月額×25%+65000円)または90,000円の高いほう | (年金月額×25%+65000円)または135,000円の高いほう |
| 配偶者特別控除        | 32,500円                          | 32,500円                           |
| 扶養控除           | 32,500円(一人)                      | 32,500円(一人)                       |

平成22年の葉書例



# 具体的には源泉徴収税はいくらになるのか

例えば年金月額20万円だと

扶養親族等申告書の提出なし

源泉徴収税額

$$[\text{年金月額} - (\text{年金月額} \times 25\%)] \times 10\%$$

源泉徴収税額

$$[20\text{万円} - (20\text{万円} \times 0.25)] \times 0.1$$

源泉徴収税額

15.000円

扶養親族等申告書の提出あり+配偶者控除あり

源泉徴収税額

$$[\text{年金月額} - (\text{年金月額} \times 25\% + 65,000 + 32,500)] \times 5\%$$

源泉徴収税額

$$[20\text{万円} - (20\text{万円} \times 0.25 + 65000 + 32500)] \times 0.05$$

源泉徴収税額

2.625円

# 住民税は1年遅れてやってくる

- 住民税とは県民税と市町村民税を合わせていう
- 前年の1～12月までの所得に応じ計算される「所得割」と、定められた額で一律に課される「均等割」を合算した額
- 前年の所得に対し課税のため、退職した翌年度は働いていなくとも課税されるので、注意が必要である。
- 特別徴収の場合には1～5月退職だと最後の給与から(原則)一括徴収される
- 前年の所得について当年6月から4回に分け納付する



# 納め過ぎた税金は確定申告でもどる

- 還付申告は還付申告ができる日（所得のあった年の翌年1月1日）から5年間
- 2月15日以前でもできる（住所地の税務署）

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 災害・盗難等で災害を受けたとき        | 雑損控除                 |
| 病院等に医療費を10万円以上支払ったとき   | 医療費控除                |
| 寄付をしたとき、政党等への寄付をしたとき   | 寄付金控除、<br>政党等寄付金特別控除 |
| 年の途中で退職し、年末調整を受けていないとき | 中途退職者                |
| 税を多く源泉徴収されているとき        | 配当収入や原稿料収入がある        |
| 外債を買う等、外国で所得税を納めたとき    | 外国税額控除               |
| 借り入れをして住宅の取得、増築等をしたとき  | 住宅借入金(取得等)特別控除       |

# 保険の満期金と税金

|      | 保険料負担者  | 被保険者  | 保険金受取人  |     |  |
|------|---|---|---|-----|--|
| ケース1 |    |    |    | 所得税 | 課税対象額 = <u>一時所得の金額</u> × 1/2<br>↓<br>満期保険金 - (払込保険料額 - 分配金等)<br>+ 特別控除50万円 |
| ケース2 |    |    |    |     |  |
| ケース3 |    |    |    | 贈与税 | 課税対象額 =<br>満期保険金 - 基礎控除額(100万円)<br><br>※一般的には贈与税は、一時所得の所得税より高くなる           |
| ケース4 |   |   |   |     |  |
| ケース5 |  |  |  |     |  |

死亡保険金の場合は、保険の種類ごとに異なり、相続税、所得税、贈与税のいずれかになる⇒保険会社に聞いておこう！

# 今後のご活躍をお祈りします

ご意見、ご感想、お問い合わせは

TEL ; 0776 (57) 1380

FAX ; 0776 (57) 1370

は し は た ら き が い

MAIL;hashi@hatarakigai.co.jp

H P ;

クリック!



●●●●お客様がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階

(福井市西開発1丁目2508野阪第2ビル201)